

# 市区町村における障害者手帳交付台帳情報等の管理・運用に関する現況調査 結果報告

平成 30 年度 厚生労働行政推進調査事業補助金

「障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究」

研究代表者：飛松好子（国立障害者リハビリテーションセンター総長）

研究分担者：今橋久美子、北村弥生、岩谷力

研究協力者：竹島正

平成 31 年 2 月

## 【調査目的】

現在、各市区町村における情報の管理・運用方法について、全国的な状況は明らかでなく、障害者手帳の所持者実数の詳細や、支援サービスの利用実態の把握が困難な状況です。そこで本調査では、市区町村における障害者手帳交付台帳情報等の管理・運用方法を明らかにするために、現況調査を行いました。

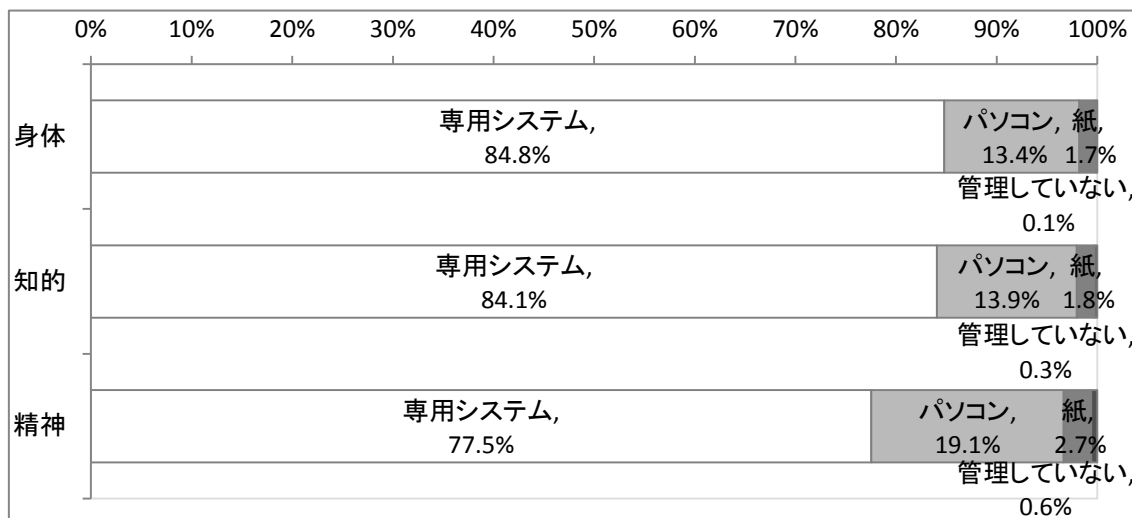
## 【調査方法】

全国 1,741 市区町村に、障害者手帳交付台帳等の情報管理・運用システムの導入状況や他の制度とのデータ連携に関する調査票を郵送配付しました。質問内容は、障害者手帳（身体・知的（療育）・精神）の交付台帳情報等について、管理方法、都道府県との情報共有状況、死亡や転出等動態情報との照合および更新方法、他の制度とのデータ連携状況としました。

## 【調査結果】

1,445（83%）市区町村からご回答をいただきました。

### I 障害者手帳交付台帳情報の主な管理方法について

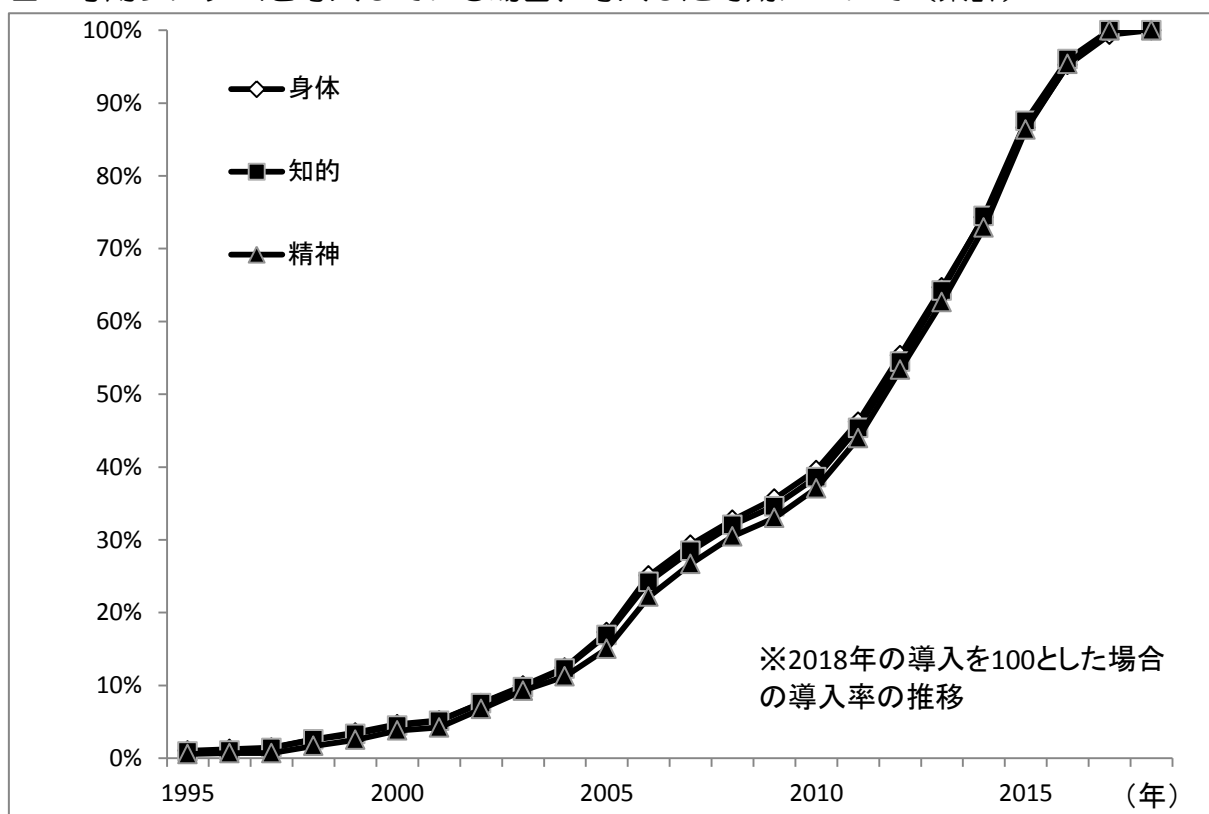


専用システムを導入しているのは、ご回答いただいた市区町村の約 8 割でした。

Ⅱ 専用システムを導入している場合、住民基本台帳システムとの連携および統計機能の有無について

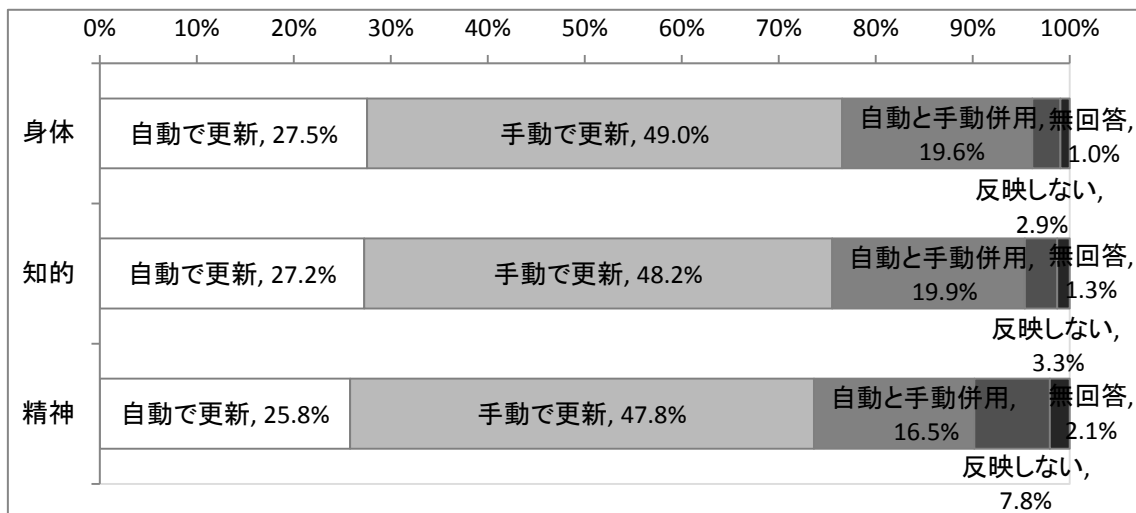
	身体	知的	精神
住民基本台帳システムとの連携あり	93.2%	93.1%	90.9%
統計機能あり	85.9%	84.4%	84.3%

Ⅲ 専用システムを導入している場合、導入した時期について（累計）



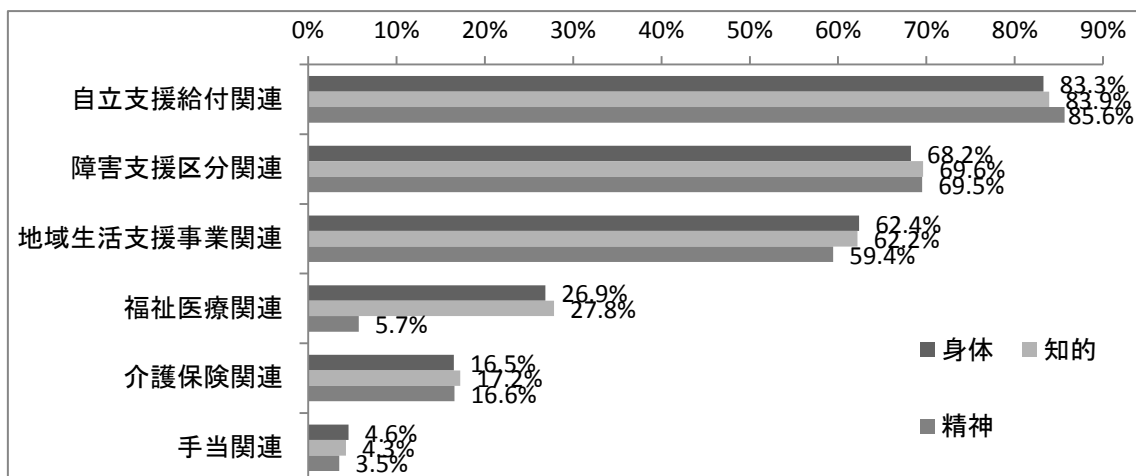
専用システムの導入は、2005年頃から増えはじめ、2010年から急増しています。

#### IV 死亡・転出等の動態情報の反映について



9割以上の市区町村において、障害者手帳交付台帳情報に死亡・転出等の動態情報を反映させていました。自動的に更新されているのは、3割未満でした。

#### V 他の制度とのデータ連携について



障害者手帳交付台帳情報とデータ連携しているのは、自立支援給付に関連した情報が最も多く、次いで障害支援区分、地域生活支援事業の順でした。上記の他に挙げられたものとして、課税、生活保護、児童福祉、割引、市町村単独事業等の情報がありました。

## Ⅵ その他の記載・ご意見等（自由記載）

### 【障害者手帳交付台帳情報の管理について】

1. 指定都市以外は、都道府県が台帳管理を行っている。
2. 県で判定し、結果を紙で通知され、市のシステムに手入力している。年度末の福祉行政報告例は、県が国へ報告している。
3. 県からは紙で交付台帳が通知されるため、紙で管理している。福祉行政報告例のため、年に1回（3月末）に県から EXCEL で台帳が届くので、そのデータを基に「交付・死亡・転出等」に伴う手帳の届けが提出された際、手動で入力し、EXCEL でも管理をしている。
4. 県からのデータ（USB）を取り込み、県のシステムと同内容にしている。
5. 県から EXCEL で台帳をもらう。そのデータを基に台帳を管理している。
6. 基本情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所）を共通の基盤で管理しているが、個々の制度はデータ連携していない。
7. 都道府県との手帳情報の共有が速やかに正確にできるシステムがあれば、各自治体と都道府県の保有する情報に差が出ない。そういった導入に向けた動きがあれば知りたい。
8. 進達事務の中で、町独自のシステムにも入力を行っている。身体障害者手帳については、町に権限移譲となっているが、交付にあたっては、県共有のシステムで作成する。
9. 市町村の台帳はエクセルに手打ちをしているので、記入漏れや返還届の未提出等の理由により、正確な手帳所持者数を把握することは不可能。正確な数を知る際には、県の事務所に確認を取っている。今回の調査は町の台帳をもとに数を出している。
10. システムでは基本的に各種検索条件（氏名、住所等）から個人を抽出するので、手帳所持者について50音順等の一覧形式等をとることができない。そのため、EXCEL でも台帳を作成し、業務用途にあわせて使用している。
11. 手帳交付台帳管理をシステムの外、アクセスでも管理している。
12. 手帳交付日、内容等についてはシステムで管理しているが、本人の記録、申請書等については紙台帳で管理している。
13. データを CSV 化し、USB で県に渡している。交付時は紙媒体のためデータの連携はない。

【死亡・転出等の動態情報の反映について】

- 14.住基と連動していないため、転入・転出・死亡の反映が遅れる不具合がある。  
専用のシステムを導入したいが財政的に難しい。
- 15.転入時等に県へ進達している。市町村でもエクセルで管理しており、随時手入力で情報を更新している。
- 16.障害者死亡の場合は、死亡に伴う手帳の返還届が提出された際、手動で入力している。
- 17.死亡や更新等の届出がなく、削除処理をしていない方や手帳が失効している方も含まれる。
- 18.手帳所持者が死亡した場合、返還届の提出がなければ住基で死亡を確認できたとしても台帳を削除することができず、正確な手帳所持者数を把握することが困難である。市町村における障害福祉データの管理、運用の改善とともに、届出がなされない場合の法令の整備も必要ではないか。
- 19.住基データ（転出、死亡等）は住基システムとの連携により把握できるが、手帳情報は手入力で更新している。
- 20.照会画面には住基連動部分と、連動していない手帳情報の部分がある。氏名、生年月日、住所、死亡日は住基と連動しており画面には表示されるが、それに伴う手続きを行った日、異動日等手帳台帳に関する情報については手動で入力する。
- 21.死亡・転出により、除票（資格喪失）となった方についてはシステムに反映され、画面上で確認ができる。個別の手帳情報については手動で入力をし、変更・喪失等の処理をしている。
- 22.死亡、転出等のデータは反映されるが、手帳返還等の申請により、喪失の異動を手動で反映させている。
- 23.死亡・転出等の情報は、自動的に手帳台帳システム上に表示され、手帳台帳の情報の更新は、手動で行っている。
- 24.死亡は自動更新、転出は手動更新。
- 25.（身体・療育）死亡、転出があれば、手帳情報システムで確認することができるようになっているが、資格喪失処理は手動で行う必要がある。
- 26.身体手帳は死亡時は職権処理ができるが、転出の場合、転入自治体で未手続きだと更生指導台帳の処理を行うことができずに残ってしまうため、システムへの反映が難しい。身・知での援護の実施者である場合、住基上での確認ができず、手帳情報が更新されてもその情報の確認ができず、残っているものもある。精神手帳は居所申請が可能のため、住基と連動していない者もあり、情報の把握ができない。又、転出した場合も都道府県をまたぐ場合、転入自治体で手続きを行ったかどうか判断ができないことがあり、登録数が正

確に出ない。

- 27.届出や申請に基づいて手動で入力を行っていることもあり、実際の手帳所持者数とは一致していない恐れがある。そのため公表数値が必要な際は、手帳を交付している県に照会している。また、システムの機能上、日付を指定して登載数を出せない。
- 28.転出の場合は、新しく転入された市区町村で、ご本人等が転入の手続きをされた後、こちらに届く通知を以って転出を確認している。
- 29.手帳上の異動情報は、ご本人等の申請や届出を受けての変更になるので、住基システム上の変更と必ずしも一致するとは限らない。そこで申請の受付日や通知日を確認して入力している。
- 30.住基上の住所変更と一致しない一例として、「一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする」という居住地特例があり、この場合、住基上の住所変更があっても、手帳上は住所変更を行わない。(ただし、身体障害者手帳及び療育手帳のみ)
- 31.台帳管理は、異動がある度に手処理で更新している。異動情報は、毎週住基の係に出向いて把握する。
- 32.全ての手帳交付台帳の情報はシステムを導入していないため、エクセルで作成した台帳に交付者からの申出(変更届)をもって更新している。
- 33.手帳交付台帳の情報更新については、本人等からの申請に基づいて反映させている。
- 34.異動があった場合は、紙媒体で報告している。
- 35.手帳所持者の異動データリストを出力し、届出勧奨・職権処理等を行う。
- 36.自動的に更新が可能であるが、定期的に手動でデータ更新しシステムに反映している。
- 37.手帳交付台帳の情報更新については月に1回程度、住基システムのデータをまとめて取り込んでいる。(いわゆるバッチ処理を行っている)
- 38.「三手帳全般」システム管理をしていないため、手帳の情報の入力、住基異動との突合に労力を要している。正確な把握という点から見ても、住所変更等の届出が不十分なのが現状であり、基幹システムにおいても、相当以前に転出、死亡した者については、検索しても確認できず、困難である。
- 39.最近取得した者については、エクセルファイルの台帳に障害名も入力している。過去に取得した者のうちの大半については、手帳の写しで確認できるが、一部の者については詳細が分からないのが現状である。
- 40.障害者手帳をスキャンすると、情報が登録され、住基との連携が可能で、他の障害福祉サービスにも利用でき、手帳の写しや帳票が出力できるシステム

があれば、便利と思う。

【他の制度・システムとのデータ連携について】

41. 小さな自治体では対象者が少なく、費用対効果が少ない。1人の担当者が障がい福祉に関する業務を「浅く広く」行うため、手帳に関する業務に限らず、自立支援医療や障がい福祉サービス等の業務を1つのシステムで行えるようになれば、円滑に業務を行いたいと思う。
42. 可能であれば、データ連携の統計結果を開示してほしい。
43. 国保連へのデータ送信に活用しているシステムはあるが、給付のみに活用している。
44. 予測に必要なのは、障害者手帳交付台帳と障害支援区分の区分ごとの人数と自立支援給付の受給者台帳の連動ではないか。
45. 自立支援給付（障害福祉サービス）については別システムのため連携はしていないが、3手帳、福祉医療、自立支援医療補装具、日常生活用具は、住基と同ベンダのシステムを利用しており連携している。（住民異動についても）
46. 自立支援給付処理及び地域生活支援事業については別システムで処理している。
47. 身障手帳、療育手帳はシステムで管理しており、同システム内では、介護、特児、生活保護、ヘルパー情報等も一元管理することができるが、現在は身障、療育各手帳と補装具、日常生活用具の情報しか管理を行っていない。
48. 同一システム内にて他制度も管理されているが、担当者に権限がない為閲覧等不可。
49. 課・係ごとに入力閲覧できる機能に制限を設けている。更新権限がなく閲覧のみである。
50. 同じ総合福祉システムにて管理している。現在の利用状況のみ確認でき、内容については業務権限上、閲覧不可。
51. 同一システム内で項目ごとに管理している。その業務を担当している職員等のみに権限が与えられているため、担当業務以外の項目の閲覧・使用はできない。
52. 障害福祉システム(E-suite)を利用して、障害種別毎の情報を管理している。手帳を交付するときに、紙台帳を使用して押印(受け渡し確認)してもらう。
53. 手帳交付台帳は、紙媒体が主でありシステム管理は補助として使用している。他制度とのデータ連携については、同一システム内については権限を設定すれば利用は可能。
54. 自立支援給付の支給決定、実績について、スタンドアロンで別システムにて管理している。

## Ⅶ まとめ

1. 障害者手帳交付台帳は、原則的に都道府県で管理しており、一部の自治体では交付事務を指定都市や市区町村に権限移譲していました。判定結果は、紙媒体やUSB データ等で市区町村に送られている状況でした。
2. 市区町村では、紙媒体やUSB データ等で送られた障害者手帳交付台帳情報を管理するにあたり、専用システム、パソコン（エクセルやアクセスなどのソフトウェア）、紙を併用していました。9割以上の市区町村では、死亡や転出などの動態情報を、障害者手帳交付台帳情報に反映していました。自動的に更新されているのは、3割未満でした。
3. 専用システムを導入している自治体の多くは、障害者手帳交付台帳情報単独ではなく、自立支援給付、障害支援区分、地域生活支援事業等の情報とあわせて総合的に管理していました。自治体によっては、介護保険や生活保護、課税情報等とも連動した大規模なシステムを導入していますが、関連部署ごとに関覧や更新の権限を設けていることがわかりました。

以上